

児童ポルノ禁止法一部改正法案 概要

※正式名称
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

1. 「児童ポルノ」の名称の改正・定義の明確化

- (1) 「児童ポルノ」の「児童性行為等姿態描写物」への名称の改正
児童に対する性的搾取・性的虐待に係る行為等の処罰という法の趣旨の明確化
- (2) 「児童性行為等姿態描写物」（児童ポルノ）の定義の明確化
「性欲を興奮させ又は刺激するもの」「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態」等のあいまいな要件を削除するとともに、その処罰対象を真に可罰的なものに改正することにより明確化

2. 児童性行為等姿態描写物（児童ポルノ）等取得罪の新設等

- (1) 取得罪の新設
みだりに、児童性行為等姿態描写物又はこれに係る電磁的記録等を有償で又は反復して取得した者 → 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
- (2) 提供等目的外製造罪の処罰範囲の拡大
意図的に児童に一定の姿態をとらせた場合に限らず、盗撮等の場合についても処罰範囲を拡大
- (3) 適用上の注意規定の明確化
(1)(2)の改正を踏まえ、児童に対する性的搾取・性的虐待に係る行為等の処罰、児童の保護という法の目的から逸脱して他の目的のために濫用することを禁止

3. 罰則の法定刑の引上げ

既存の罰則の法定刑をそれぞれ一段階ずつ引き上げる。

(例)	児童買春罪	最高 懲役7年／罰金500万円 (現行：最高 懲役5年／罰金300万円)
	児童性行為等姿態描写物等提供罪	最高 懲役5年／罰金500万円 (現行：最高 懲役3年／罰金300万円)

etc.

4. 被害児童の保護に関する制度の充実・強化

- (1) 被害児童の保護のための措置を講ずる主体及び責任の明確化
厚生労働省、都道府県、児童相談所、福祉事務所及び市町村の例示により、主体及び責任を明確化
- (2) 被害児童の保護に関する施策の検証等
社会保障審議会による被害児童に関する施策の定期的な検証・評価の実施、厚生労働大臣に対する意見の具申 → フォローアップ体制の確立

5. 施行期日

公布の日から起算して20日を経過した日から施行
(施行前に取得した者については不可罰)